

第 188 回：新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金について

世界中で感染が広がっている新型コロナウイルス。5 月 25 日に緊急事態宣言の解除がされ、緊急事態宣言時より制限は緩和されたものの、いまだに日本経済大きなダメージを与えています。その影響で、資金繰りは厳しくなる一方であり、家庭の生活や、会社の運転資金を心配する声が日に日に強くなっております。

今回は、7 月 14 日に確定しました「家賃支援給付金」について説明をさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の融資・助成金・給付金を別紙にて一覧にしておりますので、ご参考になれば幸いです。

■家賃支援給付金

家賃支援給付金は、6 月 12 日に行われました、令和 2 年度第 2 次補正予算にて成立したばかりの支給金となります。申請概要については下記通りとなっております。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和 2 年 5 月～12 月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給されます。

- ①いずれか 1 カ月の売上が前年同月比で 50%以上減少
- ②連続する 3 ヶ月の売上が前年同期比で 30%以上減少

【給付額】

申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の 6 倍（6 カ月分）を支給され、給付率・給付上限額は下図の通りです。

	支払額(月額)	支給額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料 x 2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分 x 1/3] (ただし、100万円(月額)が上限)
個人事業主	37.5万円以下	支払賃料 x 2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分 x 1/3] (ただし、50万円(月額)が上限)

簡単ではございますが、家賃支援給付金についてまとめさせていただきました。まだ確定していない特例等もございますので、随時更新をさせていただきます。

詳細につきましては、経済産業省の HP 又は、家賃支援給付金コールセンターにお問い合わせください。弊所では、代理にて申請を請負うことも可能ですので、お気軽にお問い合わせください。その場合、内容に応じまして所定の手数料を頂くことになりますこと、ご了承ください。

- ・家賃支援給付金 コールセンター：0120-653-930（平日・土日祝日 8:30～19:00）
- ・家賃支援給付金ポータルサイト：<https://yachin-shien.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金一覧

※6月12日現在の情報となります。情報は日々更新されますので各問合せ先にてご確認をお願い致します。

